

あきる野市市制施行30周年記念事業写真募集要領

1 趣旨・目的

あきる野市は、令和7年9月1日に市制施行30周年（以下「市制30周年」という。）を迎えます。この30年という節目を市民の皆さんとともに祝うため、市制30周年記念事業を実施します。

この記念事業を市制30周年記念事業実施方針における基本方針に基づき、広く市内外にPRするとともに、市民と一体となって記念事業を推進するため、記念誌や記念映像等に使用する写真を募集します。

2 市制30周年記念事業実施方針における基本方針

- (1) 市制30周年のあゆみを市民とともに祝う。
- (2) 豊かな自然、歴史・文化を先人たちから受け継ぎ、これからも、より良い状態で維持し、将来の世代に引き渡していけるよう、更なる郷土愛を醸成する。
- (3) 様々な記念事業を通して、人と人とのきずなを深めるとともに人やまち、文化を育てる。
- (4) 「東京のふるさと・あきる野」のすばらしさを市内外へ広く情報発信する。

3 応募写真の要件

あきる野市内（旧秋川市、五日市町を含む）で撮影された次に掲げる写真

- (1) 当時の人々の生活が読み取れる写真
- (2) まつりなどの地域行事や風景等の写真
- (3) 五日市線に関わりのある写真
- (4) その他あきる野市の魅力を伝えることができる写真

※ 人物が写っている写真があれば、積極的にご応募ください。

※ 応募される方以外の人物が写っている写真を応募いただく場合は、ご本人に許可を得てください。

※ 他の著作権や商標、肖像権を侵害しない写真、公序良俗に反しない写真としてください。

※ 五日市線に関わりのある写真については、JRが主催する五日市線開業100周年のイベント等で使用するため、JR東日本（株）に提供する場合があります。

※ データで応募する場合には、総データ容量は5MB以下とし、データ形式はjpeg、png、gifファイルのいずれかとしてください。

4 応募資格

どなたでも応募できます。

※ 今後の参考のため、応募用紙に応募の理由及び応募者情報を御記入ください（在住、在勤など）。

※ プロ・アマは問いません。

※ 年齢は問いません。（ただし、18歳未満の方は、親権者の同意が必要です。）

※ グループでの応募も可能です。（代表者1名を決めて、その方が応募してください。）

5 募集期間

令和6年10月1日（火曜日）から令和7年3月31日（月曜日）まで（必着）

6 応募方法

Webフォーム（LOGOフォーム）、送付・持参又は電子メールによる応募のいずれか

※ 1人につき何口でも応募可能ですが、1口の応募につき1作品（1枚）としてください。

（1） Webフォーム（LOGOフォーム）による応募

所定のWebフォームに必要事項を入力し、写真のデータファイルを添付して提出してください。

- ・ Webフォーム（LOGOフォーム）

URL：<https://logoform.jp/form/KPgt/724822>

（2） 送付・持参による応募

送付又は持参で応募する場合は、応募用紙と写真を同封の上、提出してください。

写真を電子データで応募する場合は、光ディスク（CD-R、DVD-R等）に保存し、提出してください。（光ディスクの返却は行いません。ネガやポジフィルムでの提出は受け付けていません。）

※ 応募用紙は、あきる野市ホームページからダウンロードしてください（ネット環境がない方は、企画政策課窓口（本庁舎5階）、五日市出張所、中央公民館又は各図書館で応募用紙を配布しています。）。

【送付先】

〒197-0814 あきる野市二宮350番地

あきる野市 企画政策部 企画政策課

※ 封筒に「市制30周年記念事業 写真在中」と記入してください。

※ 送付された写真（原本）の返却は行いません。

【持参先】

あきる野市役所5階 企画政策課窓口

受付日時：令和6年10月1日（火曜日）から令和7年3月31日（月曜日）
まで 午前9時から午後5時まで（土日祝日、年末年始を除く）

※ 写真の原本を持参して応募する場合は、その場でデータをスキャンし、原本は返却します。

(3) 電子メールによる応募

電子メールで応募する場合は、市ホームページからダウンロードした応募用紙と写真の電子データ（総データ容量5MB以下）を添付して以下のアドレスまで送信してください。

※ 応募用紙は、あきる野市ホームページからダウンロードしてください（ネット環境がない方は、企画政策課窓口（本庁舎5階）、五日市出張所、中央公民館及び各図書館で応募用紙を配布しています。）。

【電子メール】

010101@akiruno-info.tokyo.jp

※ メールタイトル（件名）は、「市制30周年記念事業 写真応募」としてください。

7 その他留意事項

- (1) 応募いただいた写真及びデータについては、市制30周年記念事業での使用後、歴史資料として市で管理し、今後の市の事業等において使用させていただく可能性があります。
- (2) 応募写真は、他の著作権や商標、その他第三者の権利を侵害しないものに限りまゝ。応募写真の著作権等に係る問題が生じた場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。市では一切の責任を負いかねます。なお、応募写真に関連して、市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (3) 他の著作権や商標、その他第三者の権利を侵害するもの、公序良俗に反するもの、要件に当てはまらない写真や指定したデータ形式やサイズ以外のもの、その他、使用が適切ではないと主催者が判断したものについては、使用の対象外とします。
- (4) 応募写真は、必ずしも使用するとは限りません。また、応募の受付通知並びに写真の使用及び不使用に係る通知は行いません。
- (5) 応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- (6) 写真の使用に当たって、画像のサイズや色調補正等を行う場合があります。
- (7) 応募写真は、提出後に修正することはできません。
- (8) 応募に係る個人情報、正当な理由なく第三者に開示、提供することはありません。
- (9) 応募された写真の内容によっては、公開できないという理由でお預かりできない場合があります。
- (10) 配送や電子申請システムの事故で応募写真が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害で写真が開けない等の問題が発生した場合、主催者は一切責任

を負いません。

- (1 1) 本規定に取決めのない事項については、主催者の判断により決定します。
- (1 2) 作品を応募した時点で、本募集要領の記載事項に同意したものとします。